

**朝霞市立朝霞第三中学校
いじめ防止基本方針**

朝霞市立朝霞第三中学校

目次

はじめに.....	1
第1 いじめの防止等のための対策に関する事項.....	2～11
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策.....	2～6
（1）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置.....	2
（2）本校におけるいじめの防止等に関する措置.....	2～5
（3）本校におけるいじめ防止に係る年間活動計画.....	6
2 重大事態への対処.....	7～11
（1）朝霞市教育委員会又は本校による調査.....	7～11
（2）重大事態への対処の流れ.....	12
第2 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	12

はじめに

朝霞市立朝霞第三中学校は、いじめ防止対策推進法13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

「朝霞市立朝霞第三中学校いじめ防止基本方針」では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、「朝霞市立朝霞第三中学校いじめ防止基本方針」が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、PDCAサイクルの下、必要に応じて見直しを図っていく。

第1 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

(1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「朝霞市立朝霞第三中学校いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。

① 構成員

本校の生徒指導委員会を母体とし、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充て、個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、朝霞市教育委員会に指導主事の参加を要請する。

② 役割

ア 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ 情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施するための中核となる。

オ 実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となる。

③ 開催

・月1回開催する。なお、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

(2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

① いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。未然防止の基本として、生徒に心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。更に、職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教員の資質向上のための取組

○校内研修において事例研究等の研修会を実施する。

○年度当初に、「朝霞市立朝霞第三中学校いじめ対応マニュアル」の読み合わせを行う。

○長期休業日に、生徒指導の研修会を実施する。

(イ) いじめを生まない学校・学級づくりのための取組

○二者面談・三者面談、家庭訪問を通して人間関係を築く。

○毎日、生活記録ノートを提出させ、生徒の実態把握に努める。

○情報モラル教育を全校で実施し、人権感覚の醸成を図る。

○「彩の国の道徳」や「心のノート」を活用して心豊かな生徒を育成する。

○人権週間に合わせて、人権作文や人権標語の紹介を行う。

○総合的な学習の時間を活用して、体験活動を実施する。

(ウ) 保護者同士のネットワークづくり

○「親の学習」の推進を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

○各委員及びPTA活動の充実から、保護者同士だけでなく教員とのネットワークづくりを行い、情報が取れる関係を作る。

(エ) インターネットを通じて行われるいじめの防止

○生徒を対象にした情報モラル講演会を実施する

○生徒の意識啓発ともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

② 早期発見

本校は、生徒のささいな変化に気付き、いじめによって重大事態にいたらないように、生徒の現状を情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、以下の取組を実践する。

○「悩みのアンケート」を年2回（6月、11月）行い、生徒の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。また、アンケートをもとに個別面談を実施しアンテナを高くする。

○「保護者対象いじめアンケート調査」を年3回（4月、10月、1月）実施する。他に、相談体制の整備を図る。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、職員が個人で判断したり、一部の職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている生徒への指導（「New I's」参考）

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている生徒への支援（「New I's」参考）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方はゆるされない。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

(オ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・いじめは許さないという断固たる教員の姿勢を示す。
- ・道徳教育の充実を図る。
- ・特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・学校行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) 家庭との連携

学校での実態、指導の経緯を報告し、家庭との連携を深める。

(キ) 他校の生徒が関わるいじめに関する対応

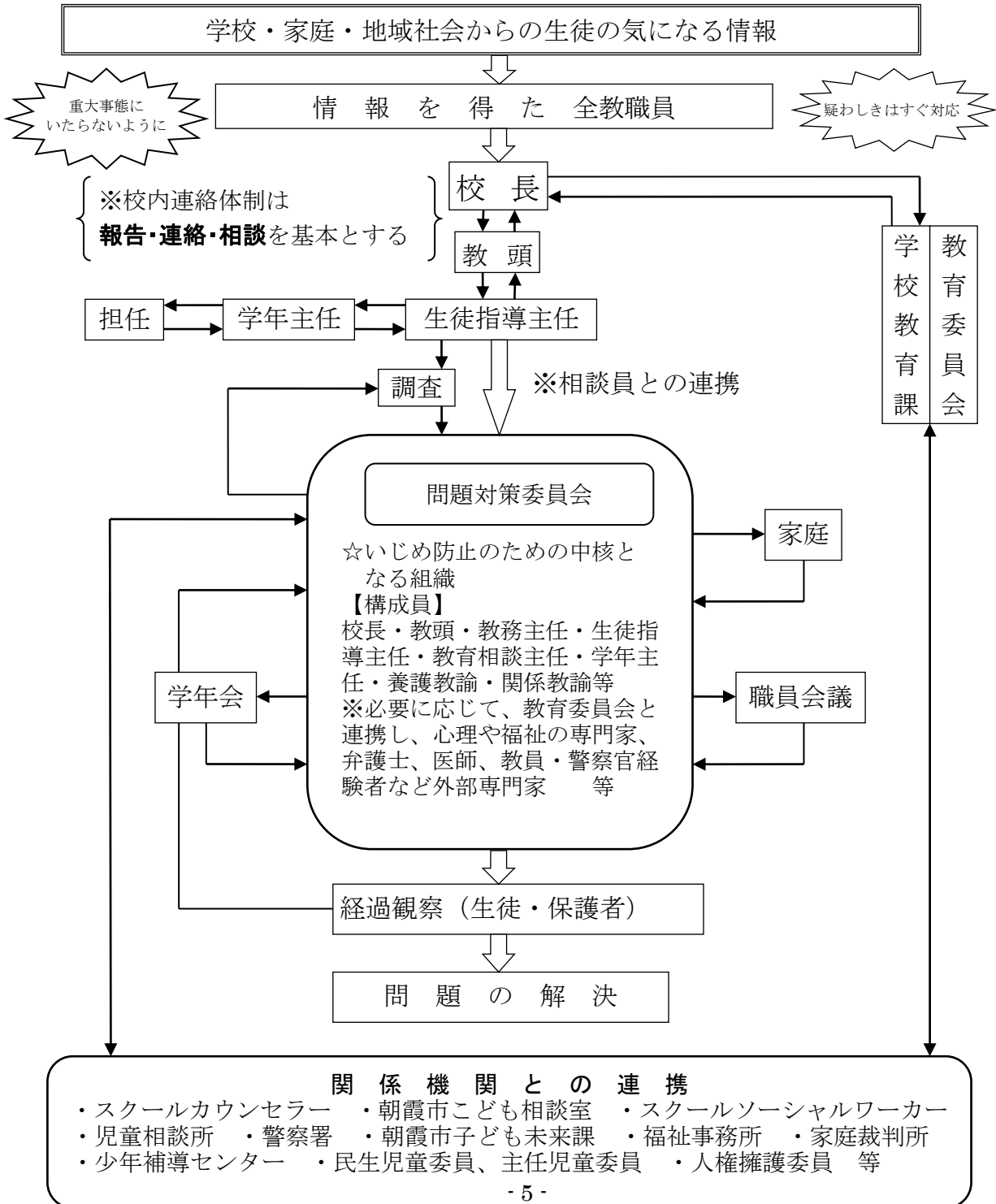
いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

(ク) 朝霞市教育委員会への報告

いじめに対する措置の結果を朝霞市教育委員会へ速やかに報告する。

(ケ) いじめの情報を得た場合には、「朝霞市立朝霞第三中学校いじめ対応マニュアル」により対応する。

朝霞市立朝霞第三中学校いじめ対応マニュアル(全体図)



(3) 本校におけるいじめ防止に係る年間活動計画

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入生に対するいじめ防止教育（生徒指導部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止教育（学年・生徒指導部） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一回保護者対象いじめアンケート調査（朝霞市教育委員会） 		
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した指導（道徳教育部） ・ 学校評議員会において「朝霞市立朝霞第三中学校いじめ防止基本方針」の説明 		
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一回生徒対象悩みのアンケート調査（教育相談部） ・ 生徒会によるあいさつ運動の実施 		
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「朝霞市立朝霞第三中学校いじめ防止基本方針」1 学期評価・改善検討 ・ 他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳」を活用した指導（道徳教育部） ・ 三者面談の実施 		
8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止に向けた校内研修会 		
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員によるあいさつ運動の実施 		
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然等とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳教育部） ・ 第二回保護者対象いじめアンケート調査（朝霞市教育委員会） 		
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二回生徒対象悩みのアンケート調査（教育相談部） 		
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「朝霞市立朝霞第三中学校いじめ防止基本方針」2 学期評価・改善検討 ・ 集団・社会との関わりとして「彩の国の道徳」を活用した指導（道徳教育部） 		
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三回保護者対象いじめアンケート調査（朝霞市教育委員会） 		
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評議員会において「朝霞市立朝霞第三中学校いじめ防止基本方針」の協議 ・ 「朝霞市立朝霞第三中学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 ・ 人間としての在り方生き方との関わりとして「彩の国の道徳」を活用した指導（道徳教育部） 		
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ問題対策委員会） ・ 企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会） 		

2 重大事態への対処

(1) 朝霞市教育委員会又は本校による調査

① 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味について

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

ウ その他の場合

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は朝霞市教育委員会へ、事態発生について報告する。

(ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに朝霞市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと朝霞市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、朝霞市教育委員会のいじめ防止対策推進委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、朝霞市教育委員会との連携を図りながら実施する。

(エ) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、「問題対策委員会」を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、朝霞市教育委員会のいじめ防止対策推進委員会の委員等の協力について相談する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、朝霞市教育委員会のいじめ防止対策推進委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）調査による事実関係の確認とともに、いじめられた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活への落ち着いた復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

イ いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、次の事項に留意し、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成2

3年3月生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

- ア 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う。
- イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ウ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- エ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- オ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- カ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- キ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ク 本校が調査を行う場合においては、朝霞市教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
- ケ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒(生徒の尊厳の保持や、生徒の自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ)の報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする。

また、「New I's」の「II 自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

(キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校の生徒や保

護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

② 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

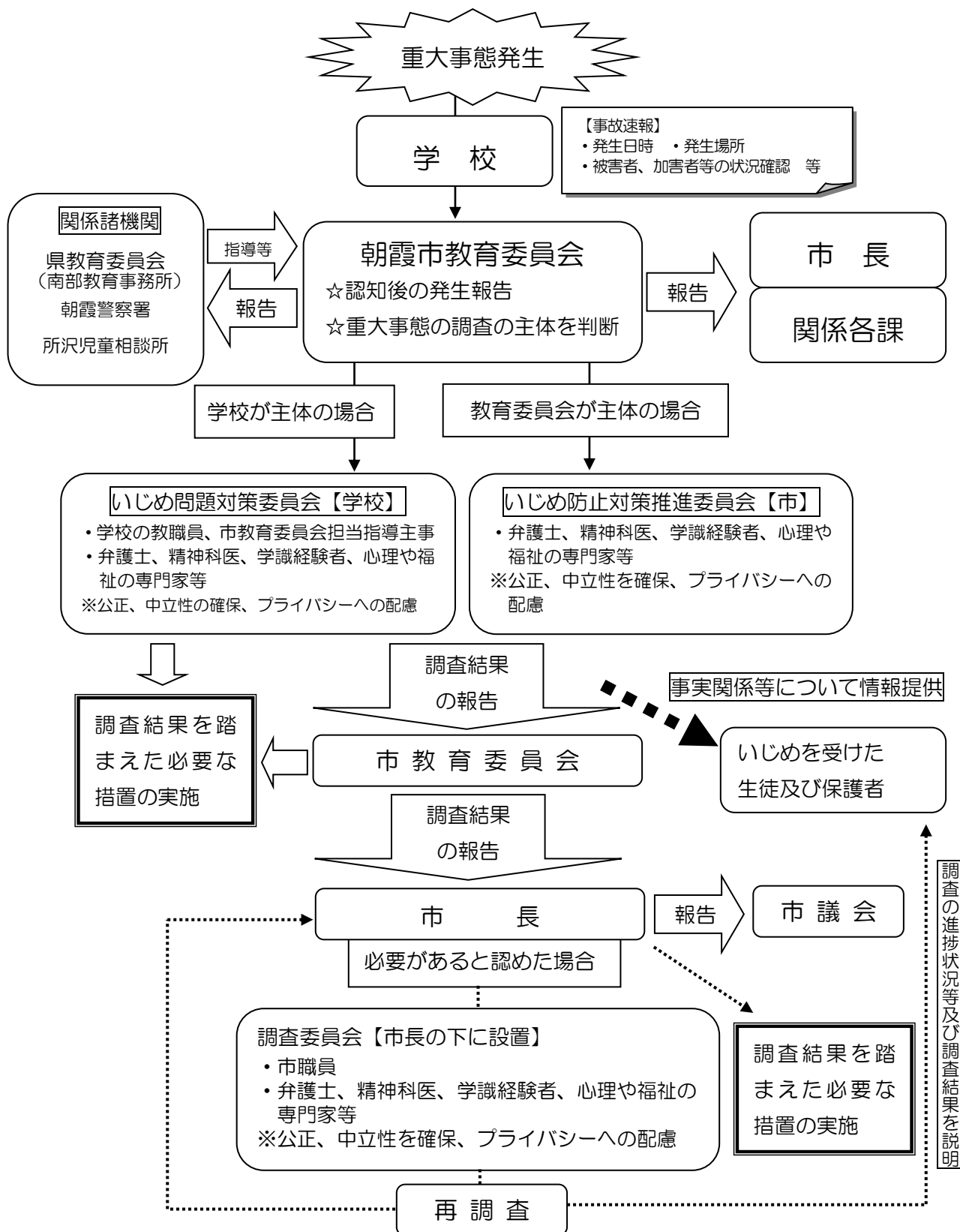
また、本校が調査を行う際、朝霞市教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、朝霞市教育委員会に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて朝霞市教育委員会に送付する。

重大事態への対処の流れ



第2 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、「問題対策委員会」において毎年度、「朝霞市立朝霞第三中学校いじめ防止基本方針」にある各施策の効果を検証し、見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。